

## B型肝炎予防接種

- ◆対象年齢：1歳未満
- ◆標準的な接種期間：生後2か月から9か月未満
- ◆接種方法：皮下接種3回
  - 1回目…標準的な接種開始年齢は、生後2か月から
  - 2回目…1回目接種から27日以上あけて接種
  - 3回目…1回目の接種から139日以上あけて接種  
(20週後の同じ曜日から接種可能)
- ◆接種場所：市内指定医療機関
- ◆持ち物：母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの  
\*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。
- ◆費用：無料

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方(異動日を含む)は転出先の市区町村にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調が悪く思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録を再度ご確認ください。

\*\*\*\*\*

### 【B型肝炎について】

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合(この状態をキャリアといいます)があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝臓がんなど命にかかわる病気を引き起こすこともあります。

感染は、B型肝炎ウイルス陽性の母親から生まれた新生児、B型肝炎ウイルス陽性の血液に直接触れたような場合、B型肝炎ウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力(免疫)ができます。免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、周りの人への感染も防ぐことができます。

**\*母子感染(垂直感染)予防として、出生後からの健康保険によるB型肝炎ワクチンの接種を受けたことのある方は、定期予防接種の対象になりません。**

裏面に続く

## ★副反応について★

副反応の主なものは、局所の腫脹、発赤、疼痛、発熱、刺激に反応しやすくなったりすることがあります。なお、極めてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎などの重い病気にかかることがあるといわれています。予防接種を受けた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師に相談してください。

## ★こんなときは受けられません★

- ① 母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた方
- ② 発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5度以上ある場合）  
※平熱の高い人は主治医に相談してください
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ④ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
- ⑤ 以下の病気にかかった場合（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます）

麻疹（はしか）	治癒後4週間程度あける
風疹（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

- ⑥ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

## ★こんなときは受ける際に注意が必要です★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全の者がいる場合
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギー症状を起こす恐れがある場合
- ⑥ ラテックス過敏症がある場合（天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症で、ラテックス製の手袋を使用した時にアレルギー反応がみられた場合に疑います。また、ラテックスと交叉反応のあるバナナ、栗などにアレルギーがある場合には主治医とご相談ください）

## ★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

★問合せ先★  
保健センター 04-7125-1190  
関宿保健センター 04-7198-5011

